

新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（以下「派遣要綱」という。）又は新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）に基づく業務を行う新潟市木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の登録及びその養成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 第6条の規定により新潟市木造住宅耐震診断士として、別記様式第1号の新潟市木造住宅耐震診断士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 派遣要綱又は補助要綱に基づき行う地震に対する安全性の評価をいう。
- (3) 耐震設計 補助要綱に基づき行う耐震改修工事を行うための設計をいう。
- (4) 耐震改修工事 補助要綱に基づき行う地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

(講習会)

第3条 市長は、耐震診断士の養成及び資質の向上を目的とした木造住宅の耐震診断に関する講習会を開催するものとする。

(登録の資格)

第4条 耐震診断士として登録を受けることができる者は、次に掲げる各号の全てに該

当するものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建築士。
- (2) 本市が開催する木造住宅耐震診断講習会又は本市以外の者が開催する木造住宅耐震診断講習会のうち市長が認めるもの（以下これらを「講習会」という。）の修了者。
- (3) 本市が開催する木造住宅耐震診断実務講習会（以下「実務講習会」という。）の修了者。

（登録の申請）

第5条 耐震診断士として登録を受けようとする者は、別記様式第2号の新潟市木造住宅耐震診断士登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の規定による免許証の写し
- (2) 講習会の修了証の写し
- (3) 実務講習会の修了証の写し
- (4) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景のものであって縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）
- (5) 別記様式第2号の2の暴力団等の排除に関する誓約書

（登録証の交付等）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、登録を決定したときは、登録簿に登録するとともに、申請者に対し別記様式第3号の新潟市木造住宅耐震診断士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 耐震診断士は、登録証をき損又は亡失したときは、別記様式第4号の新潟市木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出

し、登録証の再交付を受けなければならない。この場合において、登録証をき損したことにより登録証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書にそのき損した登録証を添えて提出しなければならない。

- 3 登録証の有効期間は、登録証の交付の日から3年間とする。
- 4 有効期限の過ぎた登録証は、速やかに市長に返還しなければならない。
- 5 市長は、登録名簿により、別記様式第1号の2の新潟市木造住宅耐震診断士名簿を作成し、閲覧及び市のホームページへの掲載その他の方法により公開することができる。

(登録の更新)

第7条 前条第3項による登録の有効期間満了の後も、引き続き耐震診断士として派遣要綱又は補助要綱に基づく業務に協力しようとする者は、有効期間が満了する日の3月前から有効期間が満了する日までの間に、別記様式第5号の新潟市木造住宅耐震診断士登録更新申請書（以下「更新申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することで更新の登録を受けることができる。

(1) 写真2枚（更新申請前6月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景のものであって縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

- 2 市長は、前項の更新申請書の提出を受けたときは、速やかに第6条第1項の登録を更新し、新たな登録証を交付するものとする。

- 3 前項の登録証の有効期間は、前条第3項の規定を準用する。

(耐震診断士の責務)

第8条 耐震診断士は、派遣要綱及び補助要綱に基づく業務に関して知り得た内容について、他に漏らしてはならない。

- 2 耐震診断士は、耐震診断士の名称を使って派遣要綱及び補助要綱に基づく業務以

外の業務を行ってはならない。

3 耐震診断士は、耐震診断士であることを自覚し、誠意を持って謙虚に対応し、業務を履行しなければならない。

4 耐震診断士は、派遣要綱又は補助要綱に基づく業務を行う際には登録証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(耐震診断料)

第9条 耐震診断士は、派遣要綱による耐震診断について、当該耐震診断の対象となる住宅の建築基準法における延べ面積の区分に応じ、別表右欄で定める金額で実施するものとする。

(登録事項の変更)

第10条 耐震診断士は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに別記様式第6号の新潟市木造住宅耐震診断士登録事項変更届により市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第11条 耐震診断士は、登録証の有効期間が満了する前に、第6条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）を辞退しようとするときは、別記様式第7号の新潟市木造住宅耐震診断士登録辞退届に登録証を添えて市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定により届出がなされたときは、登録簿から抹消し、その旨を当該耐震診断士に通知するものとする。

(登録の取消し)

第12条 市長は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 法第9条の規定により免許を取り消されたとき。

- (2) 法第 10 条第 1 項に規定する戒告を受けたとき。
- (3) 第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該耐震診断士（死亡したときはその相続人）に別記様式第 8 号の新潟市木造住宅耐震診断士登録取消通知書により通知するとともに、登録証を返納させ、登録簿から抹消するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

耐震診断の対象となる住宅の 建築基準法における延べ面積	一件あたりの耐震診断料の額 （事務経費を含み、消費税及び地方 消費税相当額を除く。）
７０㎡以下	５８，０００
７０㎡超～１７５㎡以下	６７，０００
１７５㎡超～２８０㎡以下	８５，０００
２８０㎡超～３５０㎡以下	１００，０００
３５０㎡超～４２０㎡以下	１１８，０００
４２０㎡超～５００㎡以下	１３４，０００
現地調査後の派遣中止	９，０００

耐震診断士登録簿

耐震診断士				連絡先等			履歴	
登録番号	登録年月日 / / 生年月日	建築士 資格	対応可能 業務	連絡先 事務所	電話/FAX/E-mail	連絡先/住所 所属建築士事務所名/所在地	受講講習等	業務履歴 診断実績 備考
	登録年月日 / /		休日診断 ☐ 可 ☐ 不可	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他	☐ - ☐ - ☐ -	〒 - 連絡先住所 事務所名所在地 〒 -		1
	生年月日 / /		☐ 設計 ☐ 施工 ☐ 監理	☐ 事務所 ☐ 所在地	☐ - ☐ - ☐ -			2
								3
								4
								5
	登録年月日 / /		休日診断 ☐ 可 ☐ 不可	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他	☐ - ☐ - ☐ -	〒 - 連絡先住所 事務所名所在地 〒 -		1
	生年月日 / /		☐ 設計 ☐ 施工 ☐ 監理	☐ 事務所 ☐ 所在地	☐ - ☐ - ☐ -			2
								3
								4
								5
	登録年月日 / /		休日診断 ☐ 可 ☐ 不可	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他	☐ - ☐ - ☐ -	〒 - 連絡先住所 事務所名所在地 〒 -		1
	生年月日 / /		☐ 設計 ☐ 施工 ☐ 監理	☐ 事務所 ☐ 所在地	☐ - ☐ - ☐ -			2
								3
								4
								5
	登録年月日 / /		休日診断 ☐ 可 ☐ 不可	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他	☐ - ☐ - ☐ -	〒 - 連絡先住所 事務所名所在地 〒 -		1
	生年月日 / /		☐ 設計 ☐ 施工 ☐ 監理	☐ 事務所 ☐ 所在地	☐ - ☐ - ☐ -			2
								3
								4
								5
	登録年月日 / /		休日診断 ☐ 可 ☐ 不可	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他	☐ - ☐ - ☐ -	〒 - 連絡先住所 事務所名所在地 〒 -		1
	生年月日 / /		☐ 設計 ☐ 施工 ☐ 監理	☐ 事務所 ☐ 所在地	☐ - ☐ - ☐ -			2
								3
								4
								5
	登録年月日 / /		休日診断 ☐ 可 ☐ 不可	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他	☐ - ☐ - ☐ -	〒 - 連絡先住所 事務所名所在地 〒 -		1
	生年月日 / /		☐ 設計 ☐ 施工 ☐ 監理	☐ 事務所 ☐ 所在地	☐ - ☐ - ☐ -			2
								3
								4
								5

新潟市木造住宅耐震診断士登録申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者

フリガナ

氏 名

新潟市木造住宅耐震診断士の登録を受けたいので、新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱第 5 条の規定により下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日
連絡先及び住所	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 〒 電 話 F A X E-mail
建築士資格・番号	☐ 1 級建築士：大臣 第 号 ☐ 2 級建築士：() 知事 第 号 ☐ 木造建築士：() 知事 第 号
耐震化に関して 対応可能な業務	①休日診断 ②耐震設計 ③耐震改修工事 ④工事監理 ☐ 可 ☐ 不可 ☐ 可 ☐ 不可 ☐ 可 ☐ 不可 ☐ 可 ☐ 不可
所属の建築士事務所登録 の有無及び登録番号	☐ 有 ☐ 無 建築士事務所登録番号 第 号
所属の建築士事務所名及 び所在地等	事務所名 所 在 地 〒 電 話 F A X E-mail
耐震診断士登録の新潟市 ホームページへの掲載	☐ 可 ☐ 不可

※ 添付書類

1 建築士法第 5 条第 2 項に規定する建築士免許証の写し

2 新潟市木造住宅耐震診断講習会又はその他講習会の受講修了証の写し

3 新潟市木造住宅耐震診断実務講習会の受講修了証の写し

4 最近 6 月以内に撮影した上半身脱帽、無背景のカラー写真 2 枚（縦 3cm×横 2.4cm）

※ 本登録申請書等により作成した耐震診断士名簿は一般の閲覧に供されます

処理欄

登録 . . . No

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

（あて先）

新潟市長

住所（所在地）

（ふりがな）
氏 名

私は、貴市の耐震診断士として登録するにあたり、次の事項について誓約します。

また、次の(1)～(7)の事項に該当することとなった場合には、速やかに届け出るとともに、耐震診断士登録の取消しなどのいかなる措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

1 私は、次のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。

- (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市が必要と認めた場合には、私が1の誓約事項に該当するか否かの確認のため、新潟県警察本部へ照会が行われることに同意し、当該照会に必要な書類（役職名、氏名、住所、生年月日の一覧表）の提出を求められた場合は、指定された期日までに提出します。

新潟市木造住宅耐震診断士登録証			
写真 3 cm × 2.4 cm	登録番号		
	氏 名		
	交 付	年	月 日
	有効期限	年	月 日
上記の者は、新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録を受けた者であることを証明する。			
新潟市長		印	

8.6 センチメートル

5.4 センチメートル

（裏）

新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱（抜粋）

（耐震診断士の責務）

第8条 耐震診断士は、新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱及び新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく業務に関して知り得た内容について、他に漏らしてはならない

2 耐震診断士は、耐震診断士の名称を使って新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱及び新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく業務以外の業務を行ってはならない。

3 耐震診断士は、耐震診断士であることを自覚し、誠意を持って謙虚に対応し、業務を履行しなければならない。

4 耐震診断士は、新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱又は新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱に基づく業務を行う際には登録証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

新潟市木造住宅耐震診断士登録証再交付申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

フリガナ

氏 名

新潟市木造住宅耐震診断士登録証の再交付を受けたいので、新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

現に受けている登録の 年月日及び登録番号	年 月 日 新潟市木造住宅耐震診断士登録 第 号
再交付申請の理由	☐ 紛 失 ☐ 汚 損 ☐ 破 損 ☐ その他（理由を下記に記載）

※ 添付書類

- 1 最近 6 月以内に撮影した上半身脱帽、無背景のカラー写真 2 枚（縦 3cm×横 2.4cm）
- 2 汚損、破損等の場合は、当該登録証も添付してください。
- 3 紛失の場合は、不正使用の防止のために新潟市に速やかな連絡をお願いします。

処理欄

登録 . . . No

新潟市木造住宅耐震診断士登録更新申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

フリガナ

氏 名

新潟市木造住宅耐震診断士の登録の更新を受けたいので、新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

現に受けている登録の 年月日及び登録番号	年 月 日 新潟市木造住宅耐震診断士登録 第 号
連絡先及び住所	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 〒 電 話 F A X E-mail
建築士資格・番号	☐ 1級建築士：大臣 第 号 ☐ 2級建築士：（ ）知事 第 号 ☐ 木造建築士：（ ）知事 第 号
耐震化に関して 対応可能な業務	①休日診断 ②耐震設計 ③耐震改修工事 ④工事監理 ☐ 可 ☐ 不可 ☐ 可 ☐ 不可 ☐ 可 ☐ 不可 ☐ 可 ☐ 不可
所属の建築士事務所登録 の有無及び登録番号	☐ 有 ☐ 無 建築士事務所登録番号 第 号
所属の建築士事務所名及 び所在地等	事務所名 所 在 地 〒 電 話 F A X E-mail
耐震診断士登録の新潟市 ホームページへの掲載	☐ 可 ☐ 不可

※ 添付書類

- 1 最近6月以内に撮影した上半身脱帽、無背景のカラー写真2枚（縦3cm×横2.4cm）
- 2 現に交付されている登録証

処理欄 登録 . . . No

新潟市木造住宅耐震診断士登録事項変更届

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者

フリガナ

氏 名

新潟市木造住宅耐震診断士の登録事項に変更があったので、新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
☐ 申請者氏名		
☐ 連絡先及び住所	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 〒 ー 電話 ー ー FAX ー ー E-mail	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 〒 ー 電話 ー ー FAX ー ー E-mail
☐ 建築士資格 ・ 番号	☐ 1 級建築士： 大臣 第 号 ☐ 2 級建築士： () 知事 第 号 ☐ 木造建築士： () 知事 第 号	☐ 1 級建築士： 大臣 第 号 ☐ 2 級建築士： () 知事 第 号 ☐ 木造建築士： () 知事 第 号
耐震化に関して 対応可能な業務	①休日診断 ☐ 可 ☐ 不可 ②耐震設計 ☐ 可 ☐ 不可 ③耐震改修工事 ☐ 可 ☐ 不可 ④工事監理 ☐ 可 ☐ 不可	①休日診断 ☐ 可 ☐ 不可 ②耐震設計 ☐ 可 ☐ 不可 ③耐震改修工事 ☐ 可 ☐ 不可 ④工事監理 ☐ 可 ☐ 不可
☐ 所属の建築士事 務所登録の有無 及び登録番号	☐ 有 ☐ 無 建築士事務所 登録番号 第 号	☐ 有 ☐ 無 建築士事務所 登録番号 第 号
☐ 所属の建築士 事務所名及び 所在地等	事務所名 所在地 〒 ー 電話 ー ー FAX ー ー E-mail	事務所名 所在地 〒 ー 電話 ー ー FAX ー ー E-mail
☐ その他		

新潟市木造住宅耐震診断士登録辞退届

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

フリガナ

氏 名

新潟市木造住宅耐震診断士を辞退したいので、新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

現に受けている登録の 年月日及び登録番号	年 月 日 新潟市木造住宅耐震診断士登録 第 号
辞退の理由	
備 考	

※ 添付書類

- 1 現に交付されている登録証を添付してください。

処理欄 登録 . . . No

新潟市木造住宅耐震診断士登録取消通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市木造住宅耐震診断士登録制度要綱第 1 2 条第 2 項の規定により登録を取り消したので通知します。

現に受けていた登録の 年月日及び登録番号	年 月 日 新潟市木造住宅耐震診断士登録 第 号
フリガナ ・ 名	
住 所	〒 ー
備 考	

- ※ 返却書類
- 1 現に交付されていた登録証を返却してください。

処理欄 登録 . . . No